

議案第 1 1 8 号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(川崎市公告式条例の一部改正)

第 1 条 川崎市公告式条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 条例の公布は、川崎市公報（以下「公報」という。）に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないときは、本市掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第 8 条に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき」とあるのは、「、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他市長が必要と認めるとき」と読み替えるものとする。

(川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「専属の」を削る。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第103条第2項中「書面等」を「書面、ディスプレイその他の適切な手段」に改める。

(川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年川崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

(川崎市都市公園条例の一部改正)

第5条 川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「規則で定める事務所に掲示する」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改め、同項第2号中「市公報又は新聞紙に掲載する」を「川崎市公報に登載する」に改め、同条第2項中「規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを規則で定めるところに

より、関係者に自由に閲覧させる」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改める。

(川崎市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「規則で定める事務所に掲示する」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改め、同項第2号中「市公報又は新聞紙に掲載する」を「川崎市公報に登載する」に改め、同条第2項中「規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させる」を「インターネットの利用その他適切な方法により公表する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

アナログ規制の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。